

新型コロナウイルスワクチン住所地外接種届

新型コロナウイルスワクチンは、**原則、住民票所在地の市町村で接種を行います。**

ただし、次にあげるやむを得ない事情で住民票所在地では接種を受けることができない場合は、住民票所在地以外で接種を受けることができます。

お問い合わせ先 瀬戸市コールセンター（0561-56-0200）

1. 出産のために里帰りしている妊産婦
2. 単身赴任者
3. 遠隔地へ下宿をしている学生
4. ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
5. その他市町村長がやむを得ない事情があると認める方
6. 入院・入所中の医療機関・施設で接種する場合
7. 基礎疾患のある方が主治医の下で接種する場合
8. 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
9. 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
10. 災害による被害にあった方が避難先で接種する場合
11. 勾留又は留置されている方、受刑者が施設で接種する場合
12. 東日本大震災における原子力災害により福島県外に避難している場合

住所地外接種届の申請方法

【1】WEB申請、【2】郵送申請、【3】窓口申請の中から申請方法をお選びください。

■ WEB申請

【登録方法】



- 瀬戸市新型コロナウイルスワクチン接種住所地外接種届へアクセスしてください。
接種券（クーポン券）をお手元において申請してください。
- 毎週金曜日までの申請については、翌週水曜日から瀬戸市予約システムもしくは瀬戸市コールセンターで接種予約が可能となります。

■ 郵送申請※1

【同封物】

- 住所地外接種届
- 接種券（クーポン券）の写し
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）の写し
- 「予防接種済証」もしくは「接種記録書」（未接種者は不要）

【郵送先】

〒489-0919
瀬戸市川端町1丁目3番地
瀬戸市健康福祉部 健康課

■ 窓口申請※2

【提出物】

- 住所地外接種届
- 接種券（クーポン券）
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証等）
- 「予防接種済証」もしくは「接種記録書」（未接種者は不要）

【提出先】

新型コロナウイルスワクチン接種
推進本部（瀬戸市役所1階相談窓口）

※1「郵送申請」及び※2「窓口申請」をされた方は、瀬戸市役所からワクチン接種予約が可能となった旨の電話連絡が入ります。

住所地外接種申請後に、瀬戸市予約システムもしくは瀬戸市コールセンター（0561-56-0200）にて接種予約をしてください。